

高速自動車国道法及び道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する等の  
法律案要綱

## 第一 高速自動車国道法の一部改正

### 一 予定路線の決定、路線の指定及び整備計画の決定に係る社会資本整備審議会の審議

国土交通大臣は、予定路線を定める政令及び路線を指定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするとき並びに整備計画を定め又は変更しようとするときは、社会資本整備審議会の議を経なければならないものとする。

(第三条、第四条、第五条関係)

### 二 整備計画の公表

国土交通大臣は、整備計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする。

(第五条関係)

### 三 高速自動車国道の整備過程の透明性の確保

国は、整備計画を定めようとする場合において、当該整備計画に係る高速自動車国道の整備に関する事業の実施が国民生活及び社会経済に及ぼすことが見込まれる影響の把握及びこれを基礎とする評価を行い、その結果を公表するほか、高速自動車国道の整備過程の透明性を確保するため、必要な措置を講

ずるものとする。

(第五条の二関係)

#### 四 社会資本整備審議会による資料提出の要求等

社会資本整備審議会は、高速自動車国道法の規定による審議を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関の長等に対し、資料の提出を求めること等ができるものとする。 (第五条の三関係)

#### 第二 道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正

##### 一 高速道路利便増進事業に関する計画の概要等の公表

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構及び高速道路株式会社は、高速道路利便増進事業に関する計画を定めようとするときは、当該高速道路利便増進事業の概要等を公表するものとする。

##### 二 高速道路利便増進事業に関する計画の整備計画への適合

国土交通大臣は、高速道路利便増進事業に関する計画に一定の事業に関する事項が定められている場合にあつては、当該事業の内容が整備計画に適合している場合に限り、当該計画に同意することができるものとする。

##### 三 高速道路利便増進事業の範囲の拡大

高速道路利便増進事業に該当する事業として、高速道路の車線の増設に関する事業であつて、当該高

速道路の自動車交通の安全性の向上又は渋滞の解消のため必要と認められるもの等を追加するものとする。  
（第四条関係）

### 第三 国土開発幹線自動車道建設法の廃止

国土開発幹線自動車道建設法を廃止するものとする。

### 第四 附則

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 二 所要の経過措置を定めるものとする。
- 三 政府は、高速道路利便増進事業の推進のため、必要な措置を講ずるものとする。  
（附則関係）
- 第五 その他所要の改正を行うものとする。